



# 山形県公報

令和7年7月2日(水)

号 外 (21)

## 目 次

### 訓 令

○職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) … 1

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程…………… 2

### 企業局関係

#### 規 程

○山形県企業局就業規程の一部を改正する規程…………… 3

### 病院事業局関係

#### 規 程

○山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程…………… 5

## 訓 令

### 山形県訓令第11号

庁 中  
出 先 機 関

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の育児休業等に関する規程（平成4年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号（表面）中

3 請 求 期 間 及 び 時 間	期 間		時 間		
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )	午 前 時 分～ 時 分 午 後 時 分～ 時 分		
4 備 考	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )	午 前 時 分～ 時 分 午 後 時 分～ 時 分	を	

3 請求する部分休業	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業		<input type="checkbox"/> 第2号部分休業	
4 請求期間及び時間	期 間		時 間	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時 分～	時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～	時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時 分～	時 分
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～	時 分	
5 備 考				

改め、同様式の注書中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 「3 請求する部分休業」の欄の「第1号部分休業」とは、条例第33条第1項に規定する第1号部分休業をいい、「第2号部分休業」とは、条例第33条の2に規定する第2号部分休業をいう。
- 3 「4 請求期間及び時間」の欄は、必要に応じて、行を適宜追加すること。

別記様式第5号（裏面）中

休業の承認を取り消された時間	
午 前	午 後

を

「

休業の承認を取り消された時間
----------------

」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第29号

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年7月2日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙運動規程（昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「第143条（文書図画の掲示）第1項第4号の3及び」を「第143条（文書図画の掲示）第1項」に改める。

第20条の表中

第15条	公示又は告示	告示
第16条第3項	法第143条（文書図画の掲示）第1項第4号の3及び第5号	法第143条（文書図画の掲示）第1項第5号

を

「

第15条	公示又は告示	告示
------	--------	----

」に改める。

第78条第1号へ中「500円」を「1,000円」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「12,000円」を「23,000円」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第78条第3号イ中「船賃」を「船賃、航空賃」に、「第1号イ、ロ及びハ」を「それぞれ第1号イからニまで」に改め、同号ロ中「含まない」を「除く」に、「10,000円」を「20,000円」に改め、同条第4号中「10,000円」を「15,000円」に、「15,000円」を「20,000円」に改める。

別記第37号様式の6の備考第4項第2号イ及びロ(イ)中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同号ロ(ロ)中「386,500円＋5円18銭」を「419,000円＋5円62銭」に改める。

別記第37号様式の7の備考第4項第2号イ中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同号ロ中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

別記第37号様式の8その2の別紙の備考第1項第1号及び第2号イ中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同号ロ中「386,500円＋5円18銭」を「419,000円＋5円62銭」に改め、同様式その3の別紙の備考第2項第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同項第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第16条第3項及び第20条の改正規定並びに次項の規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条第3項及び第20条の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、当該改正規定の施行の日前にその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第78条及び別記第37号様式の6から別記第37号様式の8までの規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、この規程の施行の日前にその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第12号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年7月2日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

#### 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項中「職員（）」を「管理者は、職員（）」に、「は、管理者の承認を受けて」を「が請求した場合において」に、「一部」を「全部又は一部」に、「ができる」を「を承認することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 部分休業の承認を受けようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業の承認の請求をするかを管理者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間（第45条の規定により別表第3その他の項第10号の特別休暇を与えられている職員又は第45条の3の規定により介護時間を与えられている職員にあつては、2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の期間を減じた時間）を超えない範囲内

(2) 1年につき次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内

イ 非常勤職員以外の職員 77時間30分

ロ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

第12条の3中第5項を第9項とし、同条第4項第2号を次のように改める。

(2) 第5項の規定による変更をしたこと。

第12条の3第4項第3号を削り、同項を同条第8項とし、同条中第3項を第7項とし、第2項の次に次の4項を加える。

- 3 前項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

- 4 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて

て承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

5 第2項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかつた事実が発生したことにより当該申出の内容の変更をしなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

6 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、部分休業の承認の請求をすることができる。

第45条の2第10項中「、勤務時間の開始の時刻から連続し、又は勤務時間の終了の時刻まで連続した」を削る。  
第45条の3第4項を次のように改める。

4 第12条の3第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

別記様式第3号の8（表面）中

3 請求期間及び時間	期 間		時 間				を		
	年 月 日から	□毎日	午前	時	分	～		時	分
	年 月 日まで	□その他（ ）	午後	時	分	～		時	分
	年 月 日から	□毎日	午前	時	分	～		時	分
4 備考	年 月 日まで	□その他（ ）	午後	時	分	～	時	分	

3 請求する部分休業	□第1号部分休業		□第2号部分休業				に	
4 請求期間及び時間	期 間		時 間					
	年 月 日から	□毎日	時	分	～	時		分
	年 月 日まで	□その他（ ）	時	分	～	時		分
	年 月 日から	□毎日	時	分	～	時	分	
5 備考	年 月 日まで	□その他（ ）	時	分	～	時	分	

改め、同様式の注書中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 「4 請求期間及び時間」の欄は、必要に応じて、行を適宜追加すること。

別記様式第3号の8（裏面）中

休業の承認を取り消された時間		を
午 前	午 後	

「休業の承認を取り消された時間」に改める。

別記様式第15号の3（第1面）及び（第2面）中

午前	時	分	～	時	分	を
午後	時	分	～	時	分	

「時 分～ 時 分  
時 分～ 時 分」に改め、同様式（第3面）中 「午前 時 分～ 時 分  
午後 時 分～ 時 分」を

「時 分～ 時 分  
時 分～ 時 分」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 職員は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この規程による改正後の第12条の3第1項から第6項までの規定の例により、同条第2項各号のいずれの範囲内で部分休業（同条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求をするかの申出をし、その範囲内（改正後の第12条の3第5項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあつては、その変更後のもの）で施行日以後における部分休業の承認の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第2項の規定による申出及び同条第5項の規定による変更並びに同条第1項の規定による請求とみなす。
- 3 改正後の第12条の3第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内で施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号イ中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号ロ中「10」とあるのは「5」とする。
- 4 改正前の別記様式第15号の3の規定による用紙でこの規程の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

**病院事業局関係****規 程****山形県病院事業管理規程第9号**

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年7月2日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

**山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「職員（）」を「管理者は、職員（）」に、「は、管理者の承認を受けて」を「が請求した場合において」に、「一部」を「全部又は一部」に、「ができる」を「を承認することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 部分休業の承認を受けようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業の承認の請求をするかを管理者に申し出るものとする。
  - (1) 1日につき2時間（第48条の規定により別表第3その他の項第17号の特別休暇を与えられている職員又は第49条の2の規定により介護時間を与えられている職員にあつては、2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の期間を減じた時間）を超えない範囲内
  - (2) 1年につき次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内
    - イ 非常勤職員以外の職員 77時間30分
    - ロ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間第15条中第6項を第10項とし、第5項を第9項とし、同条第4項第2号を次のように改める。
  - (2) 第5項の規定による変更をしたこと。第15条第4項第3号を削り、同項を同条第8項とし、同条中第3項を第7項とし、第2項の次に次の4項を加える。
- 3 前項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。
- 4 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
  - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
  - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請

求があったとき 当該残時間数

- 5 第2項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかつた事実が発生したことにより当該申出の内容の変更をしなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。
- 6 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、部分休業の承認の請求をすることができる。  
第49条第10項中「、勤務時間の開始の時刻から連続し、又は勤務時間の終了の時刻まで連続した」を削る。  
第49条の2第4項を次のように改める。
- 4 第15条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

別記様式第8号（表面）中

3 請求期間 及び時間	期 間		時 間					
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前	時	分	～	時	分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	午後	時	分	～	時	分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前	時	分	～	時	分
4 備 考	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	午後	時	分	～	時	分

を

3 請求する 部分休業	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業		<input type="checkbox"/> 第2号部分休業				
4 請求期間 及び時間	期 間		時 間				
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時	分	～	時	分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時	分	～	時	分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時	分	～	時	分
5 備 考	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時	分	～	時	分

に

改め、同様式の注書中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 「4 請求期間及び時間」の欄は、必要に応じて、行を適宜追加すること。

別記様式第8号（裏面）中

休業の承認を取り消された時間		を
午 前	午 後	

「休業の承認を取り消された時間」に改める。

別記様式第25号の2（第1面）及び（第2面）中

午前	時	分	～	時	分	を
午後	時	分	～	時	分	

「時 分～ 時 分  
時 分～ 時 分」に改め、同様式（第3面）中

午前	時	分	～	時	分	を
午後	時	分	～	時	分	

「時 分～ 時 分  
時 分～ 時 分」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 職員は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第15条第1項から第6項までの規定の例により、同条第2項各号のいずれの範囲内で部分休業（同条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求をするかの申出をし、その範囲内（改正後の第15条第5項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における部分休業の承認の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第2項の規定による申出及び同条第5項の規定による変更並びに同条第1項の規定による請求とみなす。
- 3 改正後の第15条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内で施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号イ中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号ロ中「10」とあるのは「5」とする。
- 4 改正前の別記様式第25号の2の規定による用紙でこの規程の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

令和7年7月2日印刷 発行所 山形県庁  
令和7年7月2日発行 発行人 山形県